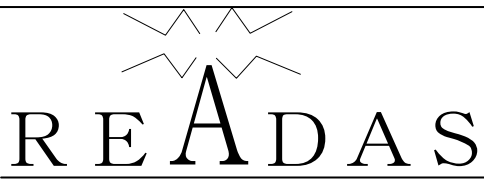


第 5590 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 11日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 賃金引上げ支援の助成金

Q：賃金引上げを目的とした助成金制度が導入されたそうですが、どのようなものなのですか？

A：業務改善助成金が拡充されました。

【解説】

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合は、その設備投資などにかかった費用の一部について助成措置が講じられます。

この制度は、過去に業務改善助成金を受給した事業場であっても助成対象になります。

また、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費も助成対象となります。

最低賃金が750円から1,000円未満の事業場が、30円から60円以上賃金を引き上げた場合に50万円から100万円の助成金が支給されます。ただし、助成率の制限があります。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2016/160901hikiage.htm>

